# 2023年度 [令和5年度] 事業計画

社会福祉法人アンビシャス

# 目次

法人理念	•	3
社会福祉法人アンビシャス「法人計画」		4
職員研修計画		6
生活介護事業所「いるか」		8
生活介護事業所「自由工房」	1	1
身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」	1	5
居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」	1	7
訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」	1	8
札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」	2	0

# 法人理念

『どんなに障がいが重くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で 暮らせる社会を目指す』

# 運営方針

- 1. 私たちは、当事者運動から生まれた法人として、障がいのある人とない人が対等・平等な関係のもとで活動します。
- 2. 私たちは、利用者支援に必要な専門性をより高め、意欲と誇りをもって働くことができる職場づくりを目指します。
- 3. 私たちは、障がいの有無にかかわりなく、誰もが尊重され共に暮らすことのできる地域づくりを目指します。

# 地域で暮らす、その一歩を、ここから

2000年4月に開所したアンビシャスは、自立をめざす障がいのある方の「生活」と「活動」の場です。

施設ではなく、ひとつの地域と位置づけ、さまざまな経験を経て、実際に自立して生活 することを目標としています。

また、障がいのある方もない方も、新たな交流の場としてぜひ活用してください。

#### 社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

#### 基本方針

- 1 社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、関係法令等を遵守し、社会の負託に応え得る法人運営に努める。
- 2 当事者運動から生まれた法人として、利用者の自己選択・自己決定を根幹とした利用者主体の支援姿勢を旨とするとともに、障がい者を取巻く社会環境の変化、障がい福祉制度の動向及びアフターコロナの社会情勢を踏まえた事業運営に努める。
- 3 すべての職員が利用者支援に必要な専門性を高めるとともに、意欲と誇りをもって働くことができる職場環境・労働環境の整備に努める。
- 4 将来にわたっての安定的な法人運営を確保するため、今後の事業展開について役職員が一体となって具体的な検討を行う。

#### 重点項目

- 1 コンプライアンスの重視
- 2 法人理念と社会情勢の変化に配慮した法人・事業運営
- 3 職員のスキルアップと職場環境・労働環境の整備
- 4 今後の事業展開の具体的な検討と財務基盤の強化

#### 重点項目

- 1 コンプライアンスの重視
- (1)職員の関係法令順守についての意識向上を図る。特に道内福祉施設において入所者への虐待や人権を否定する事例が散見されたことから、虐待やハラスメントの防止に向けた意識の啓蒙に努める。
- 2 法人理念と社会情勢の変化に配慮した法人・事業運営
- (1)法人理念を基盤とするとともに、障がい者を取り巻く社会、制度の変化の的確な把握に努め、利用者に最適な支援の提供に努める。
- (2) 特に新型コロナ感染症の拡大によって大きく変化した日常生活や社会情勢を踏まえ、 利用者ニーズに則した支援と日中活動の充実に努める。
- (3) 生活介護事業については、原則として隔週の土曜日を開所日とし、より利用者ニーズに応えた事業運営に努める。
- (4)法人サービスの利用に関する利用者アンケートと家族懇談会を実施し、利用者支援の 向上、各事業の充実及び法人運営に反映する。
- 3 職員のスキルアップと職場環境・労働環境の整備
- (1)職員の一層のスキルアップを図るため、介護技術の向上や資格取得のための研修に加え、新たな知見を得るための多様な研修の実施に努める。

- (2)健康診断やストレスチェックの実施と産業医と連携した職員の健康管理に努める。
- (3) 年次有給休暇の取得を促進するとともに、ハラスメント対策等を実施するなど、働きやすい職場環境・労働環境の整備を進める。
- (4) 法人開設後 20 年以上が経過し、施設内設備の老朽化などが散見されることから、施設整備計画に基づき、財源との調整を図りながら改修・改善に努める。

#### 4 今後の事業展開の検討と財務基盤の強化

- (1) 将来に渡っての安定的な法人運営を確保するため、理事会での今後の事業のあり方についての検討に加え、職員間での議論・検討や意向調査を行うなど、役員と職員が協働して具体的な将来の事業展開のあり方についての検討を行う。
- (2)検討結果については、令和 2 年度に策定した経営計画を発展的に改定するなどし、10 年後の法人目標の明確化を図る。
- (3) 新型コロナの度重なる感染拡大による利用者の利用控えなどにより、厳しい経営状況にあることから、引き続き感染防止策の徹底を図りながら広報活動の活性化を図るなどして新たな利用者の確保に努める。また、光熱水費や諸物価の高騰などの現状を踏まえ、諸経費の節減に努める。

#### 職員研修計画

#### 基本方針

1 職員のスキルアップと職責に応じた人材育成に努める。

#### 重点項目

- 1 支援技術の向上と専門性の向上
- 2 教育風土の構築
- 3 資格取得支援

#### 重点項目

1 支援技術の向上と専門性の向上

職員のキャリアと職責に応じた内・外部研修への積極的な参加を促し、多様なニーズと 利用者支援に必要な専門性をより高めるとともに、職員の資質向上を図る。

- 2 教育風土の構築
- (1)管理者、主任、主任補佐、一般職それぞれの職制に応じた各種研修への積極的な参加 を促進する。
- (2) 職員の意向、職制等に基づき全職員を対象に他施設の優良事例や障がい種別の異なる施設の活動を見学するなど多様な研修を実施し、新たな知識・経験の取得に努めるとともに、研修結果を日々に業務に取り入れる進取の精神の涵養と積極的で自由闊達な議論を可能とする職場づくりを目指す。
- 3 資格取得支援

公的資格取得支援制度の活用した介護福祉士等の資格取得や、介護職員初任者研修、実務者研修等の受講を促進する。

# 研修予定一覧

	主催者・団体・会社名	研修内容	対象者
1	内部研修(法人内委員会主催含)	各種制度の理解、 虐待・ハラスメント・交通安全・感染などの防止、 日中活動支援、介護技術、車両運転技術など	全職員対象
2	外部研修(市内外、道外)	外部施設見学や実習、福祉機器展など	全職員対象
3	関係機関主催の研修	勉強会又は講演会	全職員対象
4	地域部会、専門部会	勉強会又は講演会	全職員対象
5	北海道ケアマネジメント ネットワーク	相談支援従事者研修 (サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修)	生活介護、相談支援の要件該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修 指導看護師	生活介護、居宅介護の要件該当者 看護師
7	北海道社会福祉協議会	新任介護職員研修	経験年数3年未満
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習•同行援護従事者養成研修	居宅介護
9	各種養成校	介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者
10	吉岡経営センター	組織運営、財務等に関する研修	総合施設長、部長、管理者等

#### 生活介護事業所「いるか」

#### 事業方針

多種多様な利用ニーズに応え、利用者が望む生活が送れるよう必要な身体介助や生活 支援を行い、「活動の場」として利用者が新しい発見や満足感を得られるサービス提供を 実施する。

#### 重点項目

- 1 個別支援計画に基づく支援
- 2 日中活動の活性化
- 3 職員のスキルアップと専門性の向上
- 4 新規利用者の受け入れ

#### 重点項目

#### 1 個別支援計画に基づく支援

- (1)日頃の日中活動の様子や個別面談を基に、利用者が意欲的に活動に取り組める個別支援計画を作成する。
- (2) 定期的に会議を開催し、職員間の共通理解と認識を図り統一された日中活動支援を行う。
- (3) 障がい特性に応じた適切な支援と日中活動に繋がるよう、障がいに関わる知識と 理解を深めると共に利用者との関りから新たな一面や可能性を見い出す。

#### 2 日中活動の活性化

## レクリエーション

- (1) 利用者と職員が一緒に「楽しむ・喜ぶ・達成感」が得られるレクリエーションを 実施する。また、月単位でプログラムを組み利用者が興味を持ち参加することが できるように取り組む。
- (2) ADL 低下予防と運動不足解消を目的とした、トレーニング器具を用いた体操やスポーツレクリエーションを行う。
- (3) 重度の障がいがある方でも、ストレッチスペースやスヌーズレン等を活用し、身体機能の向上と刺激が体感できる支援を提供する。

#### 創作活動

- (1) 創作活動では、個別の作品作りから利用者同士が共同で取り組む創作物の作成な ど、季節間の感じられる様々なバリエーションを持ち活動に取り組む。また、新 たな活動の聞き取りも行い創作活動の活性化を図る。
- (2)様々なものに触れ、少しの感覚や感触でも体感できる活動支援の取り組みや、指先の機能を活かした創作活動を行う。

#### 企画と外出

短時間の近場外出やミニ調理企画、館内企画、コロナ禍においてこれまで外出することができなかった遠方への外出企画を実施するなど、感染対策には十分留意し企画を開催する。

#### 3 職員のスキルアップと専門性の向上

- (1)安心安全な介助と支援が行えるよう、家族や医療機関との連携と情報共有を密に 行う。また、生活支援員は支援技術に関わる専門研修に積極的に参加し、障がい に関わる知識の向上と支援技術の向上を図る。
- (2) 生活支援員による喀痰吸引については、指導看護師と連携し安全な医療的ケアの提供体制を構築する。
- (3) 利用者とのコミュニケーション、個々の障がい特性に応じた介助技術の習得、福祉用具の有効活用など、生活支援員自身の経験値を更に高められるよう、職員間の情報共有を十分に行い、支援技術のスキルアップと専門性を向上する。

#### 4 新規利用者の受け入れ

- (1)特別支援学級や近隣の相談室や関係機関への事業所PRを行い、事業所見学や体験利用の受入れを積極的に行う。
- (2) 土曜日営業の拡大に伴い、平日も含めて新規利用者の受入れを行い利用率の向上を図る。その為にも、法人 HP を活用し生活介護の活動の様子や様々な情報を発信していく。

# 2023年度 営業日予定表【生活介護いるか】

9月	2日(アスモ) 16日(アンビスタ)	30日(テイクアウト)	-	日月火水木金井	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	<b>17 18 19 20 21 22 23</b>	24 25 26 27 28 29 30		3月	2日・30日(テイクアウト)	16日(アスモ)	<b>亜鰮二≒日</b> 中	1	日月火水木金十	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	<b>17</b> 18 19 <b>20</b> 21 22 23	<b>24</b> 25 26 27 28 29 30	31
8月	5日(アスモ) 19日(居酒屋)いるかのみ			日月火水木金土	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10 11 12	13 14 15 16 17 18 19	<b>20</b> 21 22 23 24 25 26	<b>27</b> 28 29 30 31		2月	3日(テイクアウト)	17日(アスモ)	世間二≒日平		日月火水木金十	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 8 16 17	18     19     20     21     8     23     24	<b>25</b> 26 27 28 8	
7月	1日・29日 (アスモ) 15日(テイクアウト)いるかのみ			日 八 水 木 金 土	1	2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22	23 24 25 26 27 28 29	30 31	1月	6日(アスモ)	20日(テイクアウト)	亜鰮二≒日ホ		日月火水木金土	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12 13	14 15 16 17 18 19 20	<b>21</b> 22 23 24 25 26 27	<b>28</b> 29 30 31	
6A	3日(テイクアウト) 17日(アスモ)	平日ミニ外出(白い恋人)	-	日 八 水 木 舎 干	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17	18     19     20     21     22     23     24	<b>25</b> 26 27 28 28 30		12月	2日(テイクアウト)	16日(クリスマス)アスモ			日月火水木金土	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	17     18     19     20     21     22     23	<b>24</b> 25 26 27 28 <b>29</b> 30	31
5月	13日(円山動物園)いるかのみ		-	日 火 水 木 舎 土	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12 13	14     15     16     17     18     19     20	<b>21</b> 22 23 24 25 26 27	28 29 30 31		11月	4日(テイクアウト)	18日(アスモ)			日月火水木金土	1 2 3 4	5 6 7 8 9 10 11	12 13 14 15 16 17 18	19     20     21     22     23     24     25	<b>26</b> 27 28 29 30	
4月	1日(テイクアウト) 15日(アスモ)	29日(ホテルランチ)いるかのみ	-	■ 月 火 水 木 舎 土	_	2     3     4     5     6     7     8	9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22	23 24 25 26 27 28 29	30	10月	7日(アスモ)	28日(道の駅)いるかのみ			日月火水木金土	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14	15     16     17     18     19     20     21	<b>22</b> 23 24 25 26 27 <b>28</b>	29 30 31	

#### 生活介護事業所「自由工房」

#### 事業方針

1 利用者主体の活動

様々な経験を通してチームワークや人間関係を学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持って関わる。

#### 2 可能性の発掘

重度の障がいがある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な活動と体験を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育んでいく。

#### 重点項目

- 1 個別支援計画に基づく支援
- 2 日中活動の充実と社会生活力の向上
- 3 新規利用者の受入れと新たな活動展開の検討

#### 重点項目

#### 1 個別支援計画に基づく支援

- (1) 定期的な個別面談や日頃の日中活動を基に、利用者自身が主体的・意欲的に活動できる個別支援計画を作成する。
- (2) 障がい特性の理解を深め、様々なニーズに沿った支援に取り組めるよう、各種資格取得に繋がるサービス管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修等や講習会に積極的に参加し、個別支援と支援技術の充実を図る。
- (3) 個別支援目標に沿った日中活動となるよう、職員間での共通の理解と情報の共有を図り、適正で一貫性のある支援の提供を行う。

#### 2 日中活動の充実と社会生活力の向上

日中活動の充実に向けた取り組み

牛産活動

- (1) ステンシル布巾等の創作物の作成と販売、駄菓子販売、利用者主体の作成による「自由工房広報誌」の発行や外部からの委託作業(ヤマトDM便)などにより達成感や 責任感を持って生産活動に取り組む。
- (2)特別支援学校への外部販売や喫茶での接客業、隣接する北愛館への駄菓子販売を行い地域の交流や接遇、商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。
- (3)年賀状の宛名書きや広報誌の封入作業など障がいの程度を問わず、生産活動に参加しやすい環境作りや支援方法の改善に取り組み、様々な体験が出来る支援体制の整

備を行い、工賃の配分を行う。

#### 販売活動

活性化を目標に新商品の提案や開発を行う、既存の商品は安定した作品作りに取り組む。(ステンシル・ガーゼハンカチ・ビーズアクセサリー)

#### 創作活動

館内企画時など、利用者との共同で創作作品の作成に取り組み、利用者間の繋がり を深める事が出来るよう支援する。(館内企画創作物、掲示用ちぎり絵、絵画、ポス ター)

#### 趣味活動

活動希望の聞き取りや自己選択できる複数の活動を展開し充実を図る。更に、新しい趣味活動の提案を行いマンネリ化の防止に努める。(スクラッチアート、パズル、ちぎり絵、ぬり絵、ゲーム、ipad アプリ)

#### 外出企画・館内レクリエーションの充実

- (1) 感染対策を行いつつ、近隣の食事外出や四季のドライブなどコロナ禍でも楽しめる外出企画を実施する。また、社会生活力の向上に繋がる男性・女性別の ILP 外出計画や大きなイベント企画の再開など楽しめる外出企画にも取り組む。
- (2)館内レクリエーションの活性化を図り、レクリエーション器具等の活用やゲーム大会、脳トレーニング、簡単な調理レクリエーションなどを実施する。 また、運動不足の解消にスポーツゲームや体操を取り入れ、心身のリフレッシュを図る。

#### 社会生活力の向上に向けた取り組み

- (1) 利用者自身が主催するプログラムでは、個々に沿った社会生活力の向上を目的と して日頃の興味や関心のある事や日常生活に活用できるテーマで開催し、目標を 設定した体験プログラムや報告会を実施する。
- (2) 利用者主体の作成による「自由工房広報誌」を年4回発行、チームで関わる事でやりがいや達成感などの経験に繋げる。
- (3)特別支援学校卒後の利用者や若年層向けに、社会生活に活用できる取り組みや社会参加を充実させた内容と福祉玩具や学習ドリルを活用、学力の向上を目指した支援を行う。
- (4)新しいことの体験や利用者同士の関わりを通じて、社会経験の場となる支援と活動 に取り組む。

#### 3 新規利用者の受入れと新たな活動展開の検討

- (1)第1・3・5土曜日の活動日拡大に伴い、安定した日中活動の場の提供と利用率の向上のため、各特別支援学校や相談機関などに事業所PRを行うと共に、体験利用や体験学習(実習)の受入れを積極的に行う。その為にも、法人HPを活用し生活介護の活動の様子や様々な情報を発信していく。
- (2) 新規利用者の受入れに繋がる新たな活動について検討し、次年度以降に向けた活動 展開の準備を行う。

2023年度 営業日予定表【生活介護自由工房】

9月	2日(アスモ)	16日アンビスタ)	30日(テイクアウト)	平日外出(オータムフェスト)	日月火水木金土	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 22 23	<b>24</b> 25 26 27 28 29 <b>30</b>		3月	2日・30日(テイクアウト)	16日(アスモ)	22日外出企画(ナイト)			■ 月 火 水 木 舎 十	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	17 18 19 20 21 <mark>22</mark> 23	<b>24</b> 25 26 27 28 29 <b>30</b>	31
8月	5日(アスモ)	26日(外出)札幌競馬場	調理実習	自由工房出勤5日-26日	日月火水木金井	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10 11 12	13 14 15 16 17 18 19	20 21 22 23 24 25 26	27 28 29 30 31		2月	3日(テイクアウト)	17目(アスモ)	平日男性ILP個別外出・1回	スイーツ企画	-	日月火水木 金十	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17	18     19     20     21     22     23     24	<b>25</b> 26 27 28 29	
7月	1日・29日(アスモ)	15日(外出)焼肉	平日男性ILP個別外出・1回		日月火水木金土	1	2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22	23 24 25 26 27 28 29	30 31	1月	6日(アスモ)	20日(テイクアウト)	平日外出(コストコ)			日水水木金井	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12 13	14 15 16 17 18 19 20	<b>21</b> 22 23 24 25 26 <b>27</b>	<b>28</b> 29 30 31	
6月	3日(テイクアウト)	17目(アスモ)	19日·23日(平日外出)	北広島エスコンフィールド	日月火水木金土	1 2 3	4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24	<b>25</b> 26 27 28 28 30		12月	2日(テイクアウト)	16日(クリスマス)アスモ	調理実習			日 火 水 木 金 十	1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 13 14 15 16	<b>17</b> 18 19 20 21 22 23	<b>24</b> 25 26 27 28 <b>29</b> 30	31
5月	20日(テイクアウト)自由工房のみ	平日男性ILP個別外出·2回	スイーシ企画		日月火水木金土	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12 13	14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27	28 29 30 31		11月	4日(テイクアウト)	18日(アスモ)	平日外出(映画)		-	■ 月 火 水 木 ⊕ 十	1 2 3 4	5 6 7 8 9 10 11	12 13 14 15 16 17 18	19     20     21     22     23     24     25	<b>26</b> 27 28 29 30	
4月	1日 (テイクアウト)	15日(アスモ)	22日(外出ウポポイ)	自由工房出勤1·15·22日	日月火水木金土	1	2 3 4 5 6 7 8	9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22	23 24 25 26 27 28 29	30	10月	7日(アスモ)	21日(テイクアウト)自由工房のみ	平日男性ILP個別外出・1回		-	日 八 水 木 金 十	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14	15     16     17     18     19     20     21	<b>22</b> 23 24 25 26 27 28	29 30 31	

### 身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」

#### 事業方針

地域移行に向けた通過的な場所としての住居を提供し、日常生活に必要な支援と自立生活を目指すための支援を行う。

#### 重点項目

- 1 福祉ホーム入居者の日常生活支援と地域移行支援
- 2 地域移行を目指す新たな入居者の受入れ
- 3 自然災害と感染防止に向けて

#### 重点項目

#### 1 福祉ホーム入居者の日常生活支援と地域移行支援

- (1)地域移行を実現するため年2回の個別面談を実施し、入居後の福祉サービスの利用状況や日常生活の把握を行う。
- (2) 個別面談をもとに、入居者がイメージする生活や将来に向けた地域移行への目標 設定を行い入居期間を決定する。
- (3) 相談支援事業所及び介護サービス事業所などの関係機関と情報共有や支援体制の 連携を図るとともに地域移行への支援を行う。

#### 2 地域移行を目指す新たな入居者の受入れ

- (1) 入居基準に基づき、地域移行に向けた通過的な場所としての機能を持つ福祉ホームへの入居を希望する方の体験利用を積極的に受け入れる。
- (2) 低額な料金とバリアフリーである住居の特性を広く周知し、地域移行を行う社会 資源の一つとして、近隣の相談支援事業所や医療機関等へ情報提供を行う。
- (3) 法人 HP を活用し、実際に福祉ホームで生活している様子や声などを発信し、新たに入居を希望する方に向けた広報を行う。

#### 3 自然災害と感染防止に向けて

- (1) 入居者自身による検温と健康管理、自宅の消毒作業を継続するほか、自然災害時 に必要な備品整備が将来の地域生活の安全に繋がるよう、防災訓練への参加や備 蓄品の購入整備について周知を行う。また、これら自然災害とコロナ禍における 日常生活上の留意事項について入居者向けの研修を行い情報を発信する。
- (2)発熱者等が発生した場合は、法人が定める感染防止マニュアルをもとに対応し、 速やかに各関係機関への情報共有を行う。入居者の利用事業所による支援が得られない場合は、ホーム担当を中心に入居者支援を行う。
- (3)マスクや消毒液等の感染対策に必要な備品を使用し、他入居者への感染拡大や併

設事業である生活介護事業の利用者への感染拡大とならないよう、安心して生活 できる対策と対応を行う。

# 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・同行援護事業所 「アンビシャスケアセンター」

#### 事業方針

障がいのある方が地域で安心した自立生活を送るための居宅支援を行う。

#### 重点項目

- 1 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展
- 2 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

#### 重点項目

#### 1 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展

- (1)地域で生活するために必要な在宅支援に向けて、近隣の相談支援事業所との連携を図り、ヘルパー派遣の支援調整を円滑に行う。また、新規受入れ可能な時間帯の情報提供を行い事業運営を発展させる。
- (2) ヘルパー派遣の利用により、安定した生活に繋がる支援内容と派遣時間について 定期的に確認し、必要に応じた派遣対応を行う。
- (3) ヘルパーとサービス提供責任者による個別面談を実施し、業務と支援状況の把握を行い、担当者間による情報共有と連携を密に測り一元化された事業運営に取り組む。
- (4) 福祉人材の確保に向けて、求人媒体を活用しつつ新卒者の採用に向けた求人を行う。また、法人 HP を活用し求職者向けにヘルパー派遣業務の内容を公開し、障がい福祉分野に興味と関心が持てる啓発活動を行う。

#### 2 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

- (1) サービス提供責任者による派遣状況の把握とモニタリングを適切に行い、計画内容に沿った支援に繋がる担当者会議を開催する。
- (2) 居宅介護に必要な介助技術の向上、在宅で活用できる福祉用具の導入など、様々な利用者ニーズに合った職員のスキルアップと、障がい福祉に関わる知識と情報が得られる内部研修と事例勉強会を実施する。(※別紙年間研修計画)
- (3)コロナ禍での在宅支援に向けて、感染症対策マニュアルをもとに感染対策を行う。 また、防護服の装着練習や感染防止に関わる内部研修を行う。

#### 訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」

#### 事業方針

要介護者の方が地域で安心した日常生活を送るための訪問支援を行う。

#### 重点項目

- 1 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展
- 2 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

#### 重点項目

#### 1 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展

- (1) 高齢者福祉を支える在宅支援に向けて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を図り、ヘルパー派遣の支援調整を円滑に行う。また、介護保険に関わる新規受入れを積極的に行い介護保険事業の運営を発展させる。
- (2) 障がいサービスを利用している既存の利用者が介護保険への切り替えが必要となった場合に、これまでのヘルパー派遣を継続し安定した在宅支援に繋げる。また、 支援内容と派遣時間についても、必要に応じて派遣調整を行う。
- (3) ヘルパーとサービス提供責任者による個別面談を実施し、業務と支援状況の把握を行い、担当者間による情報共有と連携を密に測り一元化された事業運営に取り組む。また、担当ケアマネジャーとの情報共有と連携を密に図り、住み慣れた地域で生活する事が可能となるよう、関係機関と地域が一体で支援する体制作りを構築する。
- (4)福祉人材の確保に向けて、求人媒体を活用しつつ新卒者の採用に向けた求人を行う。

#### 2 訪問介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

- (1) サービス提供責任者による派遣状況の把握とモニタリングを適切に行い、計画内容に沿った支援に繋がる担当者会議を開催する。
- (2) 高齢者支援に関わる介助技術と支援技術を向上させる為、介護保険制度の理解と高齢者支援の知識が得られる内部研修と事例勉強会を実施する。(※別紙年間研修計画)
- (3)コロナ禍での在宅支援に向けて、感染症対策マニュアルをもとに感染対策を行う。 また、防護服の装着練習や感染防止に関わる内部研修を行う。

# 2023年度 居宅介護事業所・訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」 共通年間研修計画

# 【内部研修】

	研修内容	対象者
4月	法令遵守	
5月	介護職員の倫理	
6月	外出時の介助	
7月	認知症の理解と支援方法	
8月	口腔ケアと食事介助	
9月	オムツ講習会	常勤
10月	感染予防	非常勤ヘルパー
11月	精神障がいの理解と支援方法	
12月	障がい福祉サービス制度の理解	
1月	緊急時の対応	
2月	接遇	
3月	個人情報・プライバシーの保護	

# 【外部研修】

	名 称	地区	予定参加者
年間数回	在宅ケア連絡会	手稲区•西区	常勤
年間数回	手稲区自立支援協議会	手稲区	常勤

## 札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

#### 事業方針

- 1 障がいのある方の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けて、コロナ禍においても障がい福祉サービスや様々な社会資源の円滑な利用と調整を図り、障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる支援体制の構築に向けた相談支援を行う。
- 2 不登校や引きこもり、8050 問題、触法障がい者や虐待に関わるケースなど、サービス利用だけでは解決できない複雑な相談支援にも積極的に対応し、地域や医療・福祉・司法・行政などの関係機関と連携しながら支援を進める。
- 3 札幌市から委託を受ける相談室として、社会情勢や地域の実情、社会資源の動向 を注視しつつ、サービス利用を中心とした相談だけでなく、急を要するよろずの 相談にも真摯な姿勢で応じ、障がい当事者が設立した社会福祉法人として当事者 エンパワメントの視点を大切にし、身近で相談しやすい相談支援を行う。

#### 重点項目

- 1 札幌市障がい者相談支援事業(委託相談支援事業)
- 2 地域支援員及びピアサポーターの取組み
- 3 関係機関等とのネットワークの強化

#### 重点項目

- 1 札幌市障がい者相談支援事業(委託相談支援事業)
- (1)障がいのある方や各関係機関と地域住民に対し、地域に根ざした身近な相談窓口として専門性と経験を活かした相談支援を提供する。そのためにも、専門分野に関わる外部研修に積極的に参加し、一貫した相談対応の維持と相談援助技術の向上に努める。
- (2) サービス利用の有無に関わらず、8050 世帯や引きこもり、虐待などの多様なケースには関係機関と連携し積極的に対応していく。また、指定相談支援事業所や関係機関に対する後方支援や機関支援も継続して実施していく。
- (3) 各関係機関や地域の関連団体との連携を更に深め、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、地域で安心して生活できる支援体制の構築に取り組む。
- (4) 札幌市自立支援協議会相談支援部会の構成員および西区地域部会の事務局として、日々の相談支援から見えてくる地域課題の抽出と検討を行い、相談者が安心して生活できる地域社会の実現に向けて部会活動に参画する。

#### 2 地域支援員及びピアサポーターの取組み

#### 地域支援員配置業務

- (1) これまでの活動で蓄積してきた経験と地域との繋がりを活かし、地域の関係機関や 団体、地域住民と連携し、障がいのある方と地域住民が共に安心して生活するための ネットワークを構築する。
- (2) 今後の災害に備え、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努め、災害時要配慮者支援の周知や専門的な助言を行う。
- (3) コロナ禍などの社会情勢に応じて、オンラインを活用した面談や会議、講演なども 行い、感染対策を講じながら地域や関係機関との繋がりをもった活動を積極的に継続 する。地域に開かれた相談支援事業所を目指し、町内会、民生委員、関係機関等との 顔の見える関係づくりを進める。

#### ピアサポーター配置業務

- (1)雇用契約による勤務体制の拡充を図り、個別支援や外部からの研修講師依頼に 対し柔軟に応じられる体制を構築する。
- (2) 啓発活動の一環として、ピアサポーターが主体となって町内会や各関係機関等に訪問し、市民に直接関わりながら理解を促していく。また、福祉分野に限定せず広く一般市民向けのイベント等への参加や、研修・勉強会での講演等を通して、地域生活を送る障がい者への理解促進を図る。
- (3) 相談員及びピアサポーター間による情報共有を定期的に開催し、障がい特性に合わせながら積極的に研修を受講することにより、ピアサポーター自身の相談援助への理解とスキルの向上を図る。

#### 3 関係機関等とのネットワークの強化

- (1) 各関係機関や町内会等が主催する会議や集会に積極的に参加し、地域における 連携強化を図り、地域住民や関係者との協力体制を構築する。
- (2)各種部会と課題解決に向けたプロジェクトチームへの参画、障がい保健福祉圏域である西区・手稲区・中央区と協同し近隣区の指定相談支援事業所との勉強会や連携に関わる意見交換、地域包括支援センターや医療機関、行政、学校など関係機関との情報交換を積極的に行う。